

論文要旨説明書

報告論文のタイトル：「配偶者居住権の創設は経済学的に望ましいのか」

報告者・共著者（大学院生は所属機関の後に（院生）と記入してください。）

報告者氏名：武山茂樹

所属：弁護士

共著者 1 氏名：

所属：

共著者 2 氏名：

所属：

論文要旨（800 字から 1200 字、英文の場合は 300 から 450 語）

相続法が改正され「配偶者居住権」制度が創設された。例えば、父、配偶者、子がおり、父が亡くなった際、5000万円相当の家屋のみが相続財産の場合、配偶者が配偶者居住権（終身または設定期間まで居住できる権利）を取得し、子が配偶者居住権の負担付家屋を相続することが可能となった。立法趣旨は、配偶者が被相続人の住居の所有権を相続しなかった場合でも、終身、その家に居住できるようにし、配偶者の住居を確保することにある。しかし、経済学的に見ると、当該制度はいわゆる「所有権の分割」である。物権法定主義のもと、所有権の分割は法律で認められたもののみ存在するが、配偶者居住権制度が合理性を有するかは経済学の観点からも検討しなければならない。

本論文では、まず、配偶者居住権の立法趣旨、制度設計を概観する。次に、遺産分割及び審判で配偶者居住権が使われる場合、配偶者居住権制度がなかった場合よりもある場合の方が社会的厚生が増加する（正確には減らない）ことを示す。遺産分割は相続人の合意のもと成立するが、その場合は、相続人が自ら配偶者居住権の活用を選択したのだから、配偶者居住権がなかったころよりも、相続人の効用は増加しているはずである。また、市場では、配偶者居住権の負担付所有権が取引されることになる。配偶者居住権は、配偶者が想定よりも早期に死亡すれば消滅するため、配偶者居住権負担付所有権の取引は、投機的な意味合いを持つことになる。市場では財の多様化がもたらされることになり、消費者

は一般的に多様性を好むので、社会的厚生が増加すると言える。

次に、遺言で配偶者居住権が使われる場合は、遺言者と被相続人の要望が合致していれば社会的厚生は増加するが、合致していない場合は、遺言者の効用増加と被相続人の効用減少のどちらが大きいかにより、社会的厚生が増加するか否かが決まることを示す。

最後に、配偶者居住権と同様の目的を達成できる「自己賃借権」を導入した場合と比較し、よりよい立法を探っていく。